

鳥取県告示第696号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年10月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町山田字戯獅谷541の1から541の6まで、542の1、542の3、543、544の1、544の2、545、字鶴居546から550まで、550の1、551から555まで、555の1、555の2、556、557の1、558、559、559の3、560の1、560の2、561、563の1、565の1、565の2、566、567、字六郎谷568、569の1から569の3まで、570、571の1、571の2、572、573、574の1、575の1、576から578まで、579の1、579の2、580から582まで、583の1、583の2、584の1から584の3まで、585、586、588から590まで、字富貴谷591から598まで、599の1、599の2、600の2、601、601の1、602、603、604の1から604の3まで、605、606、606の1、607から609まで、609の1、610、611の1、611の2、612の1、613、614の1、615の1、615の2、616、617、字中山618、619の1、619の2、622の2、641の1、641の2、642の1、643から647まで、649から660まで、661の1、661の2、662、字瓢タン谷663の1から663の5まで、字娯都氣西平664の1から664の3まで、字娯都氣東平665、字猪狩原667、字淡谿東平672の1、672の2、672の3（次の図に示す部分に限る。）、字淡谿西平673の1から673の3まで、673の5から673の8まで、673の9（次の図に示す部分に限る。）、673の12、字母狸谷674、674の1、675、676（次の図に示す部分に限る。）、字大瀧648の1、677の1から677の3まで、678、679の1、679の2、680の1、680の2、681の1、681の2、682から684まで、684の1、685、686の1から686の4まで、687、687の1、688、688の1、689から691まで、字古箭谷692、693の1、693の2、694の1、695（次の図に示す部分に限る。）、696の1、696の2、697から699まで、699の1、字登尾700、701の1、701の2、702、703、703の1、704、705の1、705の2、706の1、706の2、707、708、709の1、709の2、710の1、710の2、711から714まで、715の1から715の3まで、716、716の1、717の1から717の3まで、718、字褒録谷719の1、719の4、719の7から719の28まで、720の1・720の2（以上の2筆について次の図に示す部分に限る。）、720の3から720の6まで、721の1、721の2、字横道722から724まで、725の1、726の1、726の2、727、728の1、729から735まで、735の1、736、青谷町山根字地堂216、字式田270、271、275、275の1、275の2、804、828、字上式田302、305、306、字西村778、字寺谷895、青谷町小畑字勝負谷366、367、1237、1241、青谷町河原字家ノ奥907から909まで、910の2、911、1439、1465、字坂下995、997、字勝負谷1007、1008、1008の1、1009、1009の1、1010、1023、1024の1、字南谷1484、字八鹿地1026、1027、1028の1、1029の1、1030、1030の1、1031の1、字坂ノ谷1501の1、1510の3、字袋谷1550、字大平448、字大石谷1300、字古宮1269の1、字西村323、325の1、325の2、327の1、327の3、327の4、青谷町青谷字瀧坂626、629、629の1、631の1、631の2、字赤尾坂5157、青谷町八葉寺字家空山740の1、740の5、741の1、741の3、742、742の1、青谷町奥崎字家ノ空472、474、475、青谷町亀尻字粟畑216、217、字下家空522、525、529の2、青谷町田原谷字西溝451

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

鳥取市青谷町山根字上式田302（次の図に示す部分に限る。）、305、306、字西村778、字寺谷895（次の図に示す部分に限る。）、青谷町小畑字勝負谷367、1237、1241、青谷町河原字古宮1269の1（次の図に示す部分に限る。）、字西村323、325の1、325の2、327の1、327の3、327の4、青谷町

亀尻字栗畑216、217、字下家空525（次の図に示す部分に限る。）

（イ） その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

（ウ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（エ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町山根字地堂193の1、193の5、209から213まで、青谷町河原上河原764の1、764の2、764の4、765、766、767の3、768の4、青谷町青谷字赤尾坂5111、5112、5118、5119の1、青谷町吉川字奈先346、349、宇屋敷廻り56の1、57、青谷町善田字西谷93の2、99、101の2、395から397まで、399、400、青谷町長和瀬字寺田689、691の1、青谷町桑原字空山974

（2） 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

鳥取市青谷町河原上河原764の1、764の2、764の4、765、766、767の3、768の4

（イ） その他の森林については、主伐は、択伐による。

（ウ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（エ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

3（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町早牛字ゴンゴ谷564から567まで、753の1、753の6から753の8まで、字菅谷563、778

（2） 保安林として指定された目的

水源のかん養

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）